

10月1日は「浄化槽の日」

きれいな水環境を守りましょう

問い合わせ 環境整備課 ☎2154

浄化槽は、水洗トイレや台所などから出る汚れた排水をきれいにし、川や海に流すための設備です。

浄化槽には、水洗トイレの污水だけを処理する単独処理浄化槽と、水洗トイレの污水と台所や風呂の污水など生活雑排水と一緒に処理する合併処理浄化槽があります。

新たに浄化槽を設置する場合は、原則として合併処理浄化槽を設置しますが、単独処理浄化槽を継続して使用している方も多く、合併処理浄化槽への転換を進めることが重要な課題となっています。



(広島県浄化槽維持管理啓発事業 キャラクター)

浄化槽を正しく使いましょ

浄化槽は、正しい使い方しないと機能が低下し、川などの汚染の原因になります。

浄化槽にはいろいろな微生物が存在し、この微生物の働きを利用して汚水を分解し、排水をきれいにします。微生物の活動しやすい環境にし、浄化槽の機能を保つために、次の点に注意しましょう。

○塩素系洗剤（漂白剤、カビ取り剤など）を使うときは、多量に使用せず、多めの水で洗い流す

○油や野菜くずは流さず、ごみと一緒に出す

○トイレに紙おむつや衛生用品、タバコの吸い殻を流さない

○長期旅行のときも浄化槽の送風機の電源を切らない

浄化槽を正しく維持管理しましょ

浄化槽の機能を維持し、長持ちさせるためには、使用方に注意するだけでなく、適切な維持管理が大切です。浄化槽をお使いの方は、定期的に検査や清掃を行う必要があります。

法定検査



浄化槽が適正に使用され、本来の浄化機能が十分発揮されているか、保守点検および清掃が実施されているかを確認する検査で、法で義務付けられています。

法定検査は、県指定検査機関（公益社団法人広島県環境保全センター、公益社団法人広島県浄化槽維持管理協会）が実施します。

検査の種類

- ①設置後などの水質検査
浄化槽を使い始めてから3〜8カ月の間に行います。
- ②毎年1回の定期検査
浄化槽が機能を十分発揮し、処理された水が身近な生活環境の悪化につながっていないか検査します。

保守点検



浄化槽の装置が正常に働いているかを点検し、必要に応じて修理、消毒剤の補給などを行います。保守点検の回数、浄化槽の種類や規模ごとに決まっています。

保守点検は、県に登録した浄化槽保守点検業者に委託して実施します。

清掃



浄化槽を使用していると、その内部に汚泥などがたまりまます。この汚泥などを、定期的に抜き取り、浄化槽からの汚泥の流出や悪臭の発生などを防止します。

浄化槽補助制度

家庭用の浄化槽であれば、1年に1回以上行うことが一般的です。（汚泥がたまりやすい全ぽっ気式は、おおむね6カ月に1回）
清掃は、市が許可した浄化槽清掃業者に委託して実施します。

公共下水道や農業集落排水処理施設、漁業集落外の個人の専用住宅に小型合併処理浄化槽を新たに設置される方に、予算の範囲内で補助金を交付する制度を設けています。詳しくは環境整備課に問い合わせてください。

浄化槽の人槽区分補助限度額

人槽区分	補助限度額
5人槽	675,000円
6〜7人槽	844,000円
8〜10人槽	1,219,000円